

## 利用料金のご案内（紫雲荘ショートステイサービス）

### ※利用料金（基準費用額）

令和3年8月改定

介護度別	基本料金	居住費	食材費	合計	送迎費
要支援 1	545 円	2,006 円	1,445 円	4,465 円	片道 184円
要支援 2	671 円	2,006 円	1,445 円	4,604 円	
要介護 1	718 円	2,006 円	1,445 円	4,656 円	往復 368円
要介護 2	786 円	2,006 円	1,445 円	4,732 円	
要介護 3	860 円	2,006 円	1,445 円	4,814 円	
要介護 4	930 円	2,006 円	1,445 円	4,892 円	
要介護 5	998 円	2,006 円	1,445 円	4,967 円	

※基本料金にはサービス提供体制強化加算Ⅰの22単位が含まれております

※合計金額は送迎往復に処遇改善加算Ⅰ 8.3%・特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%を含んだ料金になっております。

※1日の料金は合計金額から送迎代金368円を引いた金額になります。

※基準費用額の食費の内訳は、朝・400円 昼・545円 夕・500円となっております。

※以下の要件を満たす方は、市役所へ申請書を提出することにより食費・部屋代が減額されます

### ※負担限度額2段階

（世帯全員非課税で合計所得金額と課税年金と非課税年金（遺族・障害）の合計が年間80万以下の方）

介護度別	基本料金	居住費	食材費	合計	送迎費
要支援 1	545 円	820 円	600 円	2,434 円	片道 184円
要支援 2	671 円	820 円	600 円	2,573 円	
要介護 1	718 円	820 円	600 円	2,625 円	往復 368円
要介護 2	786 円	820 円	600 円	2,701 円	
要介護 3	860 円	820 円	600 円	2,783 円	
要介護 4	930 円	820 円	600 円	2,861 円	
要介護 5	998 円	820 円	600 円	2,936 円	

### ※負担限度額3段階①

（世帯全員が市区町村民税非課税で合計所得金額と課税年金と非課税年金（遺族・障害）の合計が年間80万超120万円以下の）

介護度別	基本料金	居住費	食材費	合計	送迎費
要支援 1	545 円	1,310 円	1,000 円	3,324 円	片道 184円
要支援 2	671 円	1,310 円	1,000 円	3,463 円	
要介護 1	718 円	1,310 円	1,000 円	3,515 円	往復 368円
要介護 2	786 円	1,310 円	1,000 円	3,591 円	
要介護 3	860 円	1,310 円	1,000 円	3,673 円	
要介護 4	930 円	1,310 円	1,000 円	3,751 円	
要介護 5	998 円	1,310 円	1,000 円	3,826 円	

### ※負担限度額3段階②

（世帯全員が市区町村民税非課税で合計所得金額と課税年金と非課税年金（遺族・障害）の合計が年間120万円超の人）

介護度別	基本料金	居住費	食材費	合計	送迎費
要支援 1	545 円	1,310 円	1,300 円	3,624 円	片道 184円
要支援 2	671 円	1,310 円	1,300 円	3,763 円	
要介護 1	718 円	1,310 円	1,300 円	3,815 円	往復 368円
要介護 2	786 円	1,310 円	1,300 円	3,891 円	
要介護 3	860 円	1,310 円	1,300 円	3,973 円	
要介護 4	930 円	1,310 円	1,300 円	4,051 円	
要介護 5	998 円	1,310 円	1,300 円	4,126 円	

## 利用料金のご案内（紫雲荘ショートステイサービス）

※負担限度額1段階（市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）

介護度別	基本料金	居住費	食材費	合計	送迎費
要支援 1	545 円	820 円	300 円	2,134 円	片道 184円
要支援 2	671 円	820 円	300 円	2,273 円	
要介護 1	718 円	820 円	300 円	2,325 円	往復 368円
要介護 2	786 円	820 円	300 円	2,401 円	
要介護 3	860 円	820 円	300 円	2,483 円	
要介護 4	930 円	820 円	300 円	2,561 円	
要介護 5	998 円	820 円	300 円	2,636 円	

次の①、②のいずれかに該当する場合、軽減の対象にはなりません。

①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額を超える場合

第1段階：預貯金等が単身1000万円、夫婦2000万円を超える場合

第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1650万円を超える場合

第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1550万円を超える場合

第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1500万円を超える場合